

議案第二十二号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四〇五人」を「三七五人」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報酬
団長	一一二、〇〇〇円
副団長	四九、〇〇〇円
地区団長	四九、〇〇〇円
副地区団長	四六、〇〇〇円

地区本部長	三三、〇〇〇円
分団長	二一、〇〇〇円
副分団長	一八、〇〇〇円
班長	一六、〇〇〇円
副班長	一四、〇〇〇円
団員	一三、〇〇〇円

別表第二中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。